

四半期報告書

(第10期第3四半期) 自 平成 22 年 10 月 1 日
至 平成 22 年 12 月 31 日



(E03610)

第10期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【株価の推移】	39
3 【役員の状況】	40
第5 【経理の状況】	41
1 【四半期連結財務諸表】	42
2 【その他】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	64

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第3四半期連結 累計期間	平成22年度 第3四半期連結 累計期間	平成21年度 第3四半期連結 会計期間	平成22年度 第3四半期連結 会計期間	平成21年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	667,971	655,426	213,709	200,119	875,130
うち信託報酬	百万円	19,058	17,030	4,590	3,778	28,727
経常利益	百万円	138,635	179,390	61,183	53,742	152,314
四半期純利益	百万円	121,118	141,208	35,525	59,429	—
当期純利益	百万円	—	—	—	—	132,230
純資産額	百万円	—	—	2,241,262	1,915,508	2,271,897
総資産額	百万円	—	—	40,125,145	40,648,456	40,743,531
1株当たり純資産額	円	—	—	50.94	128.37	44.77
1株当たり四半期純利益 金額	円	109.39	109.64	30.87	51.64	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	88.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	51.25	51.65	14.16	25.72	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	52.94
自己資本比率	%	—	—	5.28	4.45	5.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	983,817	1,586,535	—	—	1,024,489
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,213,230	△996,779	—	—	△858,062
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△42,078	△561,875	—	—	7,651
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	—	839,805	1,313,170	1,285,371
従業員数	人	—	—	16,937	17,099	16,756
信託財産額	百万円	—	—	26,930,649	26,422,760	26,709,717

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「① 損益計算書」にもとづいて掲出しております。
なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「③ 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。

3 【関係会社の状況】

日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併したため、当社の関係会社に該当しないこととなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	17,099 [13,683]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,921人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	531 [8]
---------	------------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他7社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員9人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。なお、記載事項のうち将来に関するものは、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(11)繰延税金資産にかかるリスク

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。なお、現在、政府で検討されている税制関連の法令改正がなされた場合、早ければ平成23年3月期において、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(21)重要な訴訟発生に伴うリスク

当社は、当社グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めております。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社グループ各社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起された場合、または当社グループ各社より立替金請求訴訟等を提起した場合など、その訴訟の帰趨によっては当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

現在係属中の訴訟案件としては、当社の銀行子会社であるりそな銀行が代表受託し終了している土地信託事業について、委託者兼受益者より損害賠償請求訴訟を提起されております。また、同社が代表受託者である別の土地信託事業について、委託者兼受益者に対して立替金等請求訴訟を提起しております。加えて、当社の銀行子会社であるりそな銀行が運用を受託している年金基金の投資損失について、委託者兼受益者である同基金より、平成22年12月に損害賠償請求訴訟を提起されております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第3四半期連結会計期間の経済環境ですが、中国などの新興国経済が高成長を続け、景気過熱を背景に利上げを再開する一方、先進国は景気回復の遅れから追加の金融緩和に踏み切り、経済の二極化が進みました。米国では失業率が9%台と高止まりし、欧州ではギリシャの財政問題がくすぶる中、アイルランドなどにも財政不安が拡大しました。日本ではエコカー補助金終了の影響で景気が足踏み状況となりました。多くの先進国は、未だに金融緩和を続けざるを得ない状況にあります。

金融環境については、先進国における緩和的な政策の継続で、世界的にリスク性が高い資産である株式や商品などの価格の上昇傾向が続きました。低下基調を続けていた日米の長期金利は、追加緩和に踏み切った直後から、米国の景気回復期待に焦点が移り、米金利が上昇に転じたことから、日本の金利もつられて上昇することになりました。また、米金利上昇を背景にドル安円高が一服したことは、出遅れ感のあった日本株が反発する展開にもつながりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」(以下、健全化計画)を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」(平成16年11月公表)、「差別化戦略の徹底による持続的成長」(平成18年11月公表)を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、“平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画”を公表いたしました。

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなりレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取り組む、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当第3四半期連結会計期間における財政状態は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比950億円減少して40兆6,484億円となりました。

資産の部につきましては、有価証券は前連結会計年度末比8,454億円増加して9兆7,607億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比9,803億円減少して25兆2,831億円に、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比3,263億円減少して5,460億円となっております。

負債の部につきましては、借入金が前連結会計年度末比7,102億円増加して1兆3,338億円に、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,374億円増加して1兆2,570億円になりましたが、預金は前連結会計年度末比3,638億円減少して32兆5,917億円に、社債は前連結会計年度末比1,731億円減少して6,771億円になりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,673億円増加して12兆9,085億円となりました。

純資産の部につきましては、第1種第一回優先株式の消却などにより株主資本合計が前連結会計年度末比3,280億円減少して1兆6,850億円に、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比91億円減少して1,242億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比191億円減少して1,062億円となりました。なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たり純資産額は128円37銭となっております。

当第3四半期連結累計期間における経営成績は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、前年同四半期連結累計期間比125億円減少して6,554億円となりました。内訳をみますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前年同四半期連結累計期間比106億円増加して444億円となりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結累計期間比333億円減少して4,136億円になりました。

経常費用は、前年同四半期連結累計期間比533億円減少して4,760億円となりました。内訳をみますと、外国為替売買損の増加などにより、その他業務費用が前年同四半期連結累計期間比170億円増加して423億円となりましたが、与信費用の大幅な減少などにより、その他経常費用が前年同四半期連結累計期間比408億円減少して699億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結累計期間比173億円減少して514億円となりました。

特別利益につきましては、前年同四半期連結累計期間比29億円増加して251億円となりました。また、特別損失は前年同四半期連結累計期間比7億円減少して26億円となりました。なお、法人税等調整額は、前年同四半期連結累計期間比253億円増加して492億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結累計期間比407億円増加して1,793億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結累計期間比200億円増加して1,412億円となりました。また、1株当たり四半期純利益金額は109円64銭となっております。

当第3四半期連結会計期間における経営成績は、以下のとおりとなりました。

経常収益は前年同四半期連結会計期間比135億円減少して2,001億円となりました。内訳をみますと、特定取引収益が前年同四半期連結会計期間比40億円増加して48億円となりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結会計期間比103億円減少して1,348億円に、債券売却益の減少などによりその他業務収益が前年同四半期連結会計期間比72億円減少し125億円となりました。

経常費用につきましては、前年同四半期連結会計期間比61億円減少して1,463億円になりました。内訳をみますと、外国為替売買損の増加などにより、その他業務費用が前年同四半期連結会計期間比75億円増加して127億円となりましたが、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結会計期間比57億円減少して160億円に、与信費用の減少などによりその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比50億円減少して138億円となりました。

特別利益につきましては、前年同四半期連結会計期間比114億円増加して189億円に、特別損失は前年同四半期連結会計期間比5億円増加して7億円となりました。なお、法人税等調整額は前年同四半期連結会計期間比204億円減少して85億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結会計期間比74億円減少して537億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比239億円増加して594億円となりました。なお、当社グループの事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、投資信託販売が順調に推移したことなどにより、業務粗利益が754億円、与信費用控除後業務純益は294億円となりました。法人部門は、与信費用の戻りが発生したことなどにより、業務粗利益が616億円、与信費用控除後業務純益は319億円となりました。市場部門は、業務粗利益が186億円、与信費用控除後業務純益は165億円となりました。

① 国内・海外別収支

当第3四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,175億円、海外は22億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,188億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ37億円、45億円となりました。

また、役員取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では264億円、△1億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	122,189	2,473	1,245	123,417
	当第3四半期連結会計期間	117,554	2,283	1,022	118,816
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	144,377	2,882	2,106	145,152
	当第3四半期連結会計期間	133,798	2,726	1,697	134,826
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	22,187	408	860	21,735
	当第3四半期連結会計期間	16,243	442	675	16,010
信託報酬	前第3四半期連結会計期間	4,590	—	—	4,590
	当第3四半期連結会計期間	3,778	—	—	3,778
役員取引等収支	前第3四半期連結会計期間	26,176	65	2	26,238
	当第3四半期連結会計期間	26,460	22	—	26,483
うち役員取引等収益	前第3四半期連結会計期間	38,620	81	16	38,686
	当第3四半期連結会計期間	39,704	67	5	39,767
うち役員取引等費用	前第3四半期連結会計期間	12,444	16	13	12,447
	当第3四半期連結会計期間	13,244	45	5	13,283
特定取引収支	前第3四半期連結会計期間	384	—	—	384
	当第3四半期連結会計期間	4,526	—	—	4,526
うち特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	824	—	—	824
	当第3四半期連結会計期間	4,872	—	—	4,872
うち特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
	当第3四半期連結会計期間	345	—	—	345
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	14,593	104	—	14,698
	当第3四半期連結会計期間	△270	116	—	△153
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	19,755	104	—	19,859
	当第3四半期連結会計期間	12,542	49	—	12,592
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	5,161	—	—	5,161
	当第3四半期連結会計期間	12,812	△66	—	12,746

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は397億円、役務取引等費用合計は132億円となり、役務取引等収支合計では264億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	38,620	81	16	38,686
	当第3四半期連結会計期間	39,704	67	5	39,767
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	6,836	18	—	6,854
	当第3四半期連結会計期間	7,306	10	—	7,316
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	9,053	62	—	9,116
	当第3四半期連結会計期間	9,130	54	—	9,185
うち信託関連業務	前第3四半期連結会計期間	1,727	—	—	1,727
	当第3四半期連結会計期間	1,602	—	—	1,602
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	7,380	—	—	7,380
	当第3四半期連結会計期間	8,008	—	—	8,008
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	2,064	—	—	2,064
	当第3四半期連結会計期間	1,552	—	—	1,552
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	846	0	—	846
	当第3四半期連結会計期間	819	0	—	819
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	3,358	—	—	3,358
	当第3四半期連結会計期間	3,154	—	—	3,154
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	12,444	16	13	12,447
	当第3四半期連結会計期間	13,244	45	5	13,283
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	2,157	—	—	2,157
	当第3四半期連結会計期間	2,141	—	—	2,141

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第3四半期連結会計期間の特定取引収益は48億円、特定取引費用は3億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	824	—	—	824
	当第3四半期連結会計期間	4,872	—	—	4,872
うち商品有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	239	—	—	239
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	407	—	—	407
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	4,845	—	—	4,845
うちその他の特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	178	—	—	178
	当第3四半期連結会計期間	26	—	—	26
特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
	当第3四半期連結会計期間	345	—	—	345
うち商品有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	101	—	—	101
うち特定取引有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	244	—	—	244
うち特定金融派生商品費用	前第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	31,855,397	36,242	—	31,891,640
	当第3四半期連結会計期間	32,554,026	37,731	—	32,591,757
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	18,552,908	20,361	—	18,573,269
	当第3四半期連結会計期間	19,036,004	21,871	—	19,057,876
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	12,667,241	15,880	—	12,683,122
	当第3四半期連結会計期間	12,892,732	15,859	—	12,908,591
うちその他	前第3四半期連結会計期間	635,248	—	—	635,248
	当第3四半期連結会計期間	625,289	—	—	625,289
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	1,046,640	—	—	1,046,640
	当第3四半期連結会計期間	1,257,080	—	—	1,257,080
総合計	前第3四半期連結会計期間	32,902,037	36,242	—	32,938,280
	当第3四半期連結会計期間	33,811,106	37,731	—	33,848,837

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,751,428	100.00	25,233,746	100.00
製造業	2,866,751	11.13	2,587,022	10.25
農業, 林業	16,193	0.06	13,164	0.05
漁業	9,258	0.04	1,419	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	15,928	0.06	14,756	0.06
建設業	767,045	2.98	699,039	2.77
電気・ガス・熱供給・水道業	69,214	0.27	67,089	0.27
情報通信業	303,137	1.18	280,494	1.11
運輸業, 郵便業	597,713	2.32	548,874	2.17
卸売業, 小売業	2,514,775	9.77	2,434,137	9.65
金融業, 保険業	640,329	2.49	643,276	2.55
不動産業	2,251,384	8.74	2,236,395	8.86
物品賃貸業	297,285	1.15	274,913	1.09
各種サービス業	1,691,391	6.57	1,602,979	6.35
国, 地方公共団体	860,795	3.34	850,230	3.37
その他	12,850,223	49.90	12,979,952	51.44
海外及び特別国際金融取引勘定分	41,103	100.00	49,414	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	41,103	100.00	49,414	100.00
合計	25,792,532	—	25,283,161	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,876,959	46.12	12,055,464	47.77

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	88,736	0.34	98,679	0.37
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	24,948,094	94.42	25,257,800	94.56
受託有価証券	1,733	0.01	1,200	0.01
金銭債権	359,422	1.36	303,756	1.14
有形固定資産	628,917	2.38	636,413	2.38
無形固定資産	3,371	0.01	3,471	0.01
その他債権	8,812	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	359,716	1.36	376,687	1.41
現金預け金	23,955	0.09	22,391	0.08
合計	26,422,760	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,199,106	27.25	7,079,767	26.51
年金信託	3,723,240	14.09	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,086	0.00	1,074	0.00
投資信託	13,677,305	51.76	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	271,603	1.03	254,397	0.95
有価証券の信託	279,784	1.06	363,615	1.36
金銭債権の信託	373,491	1.41	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	124,274	0.47	125,955	0.47
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,885	0.01	2,892	0.01
包括信託	769,981	2.92	753,862	2.82
合計	26,422,760	100.00	26,709,717	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	407	0.39	163	0.18
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6	0.01	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	233	0.23	52	0.06
卸売業, 小売業	204	0.20	153	0.17
金融業, 保険業	25,299	24.42	21,923	24.71
不動産業	3,566	3.44	2,308	2.60
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	476	0.46	78	0.09
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	73,385	70.85	64,055	72.19
合計	103,579	100.00	88,736	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	62,373	60.21	54,692	61.64

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	88,736	20.29	98,679	21.59
有価証券	—	—	—	—
その他	348,676	79.71	358,307	78.41
資産計	437,412	100.00	456,986	100.00
元本	436,649	99.83	456,479	99.89
債権償却準備金	266	0.06	301	0.07
その他	497	0.11	206	0.04
負債計	437,412	100.00	456,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

当第3四半期
連結会計期間末

貸出金88,736百万円のうち、破綻先債権額は89百万円、延滞債権額は17,045百万円、3ヵ月以上延滞債権額は4百万円、貸出条件緩和債権額は3,764百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は20,903百万円であります。

前連結会計年度末

貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比3,832億円収入が増加して1兆587億円の収入となりました。これは主としてコールマネー等の増加によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比735億円支出が減少して7,609億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得による支出が減少したからであります。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比702億円収入が減少して99億円の収入となりました。これは主として株式の発行による収入が減少したからであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第3四半期連結会計期間の期首残高に比べ3,077億円増加して1兆3,131億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」に、りそな信託銀行株式会社と株式会社りそな銀行の合併（平成21年4月）により強化した「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱として加え、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度No.1への挑戦」、「個の重視」）に引き続き取り組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

①事業領域の選択と集中

当グループは、従来から取り組んでまいりました「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取り組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合し、「クロスセールス」を徹底推進してまいります。

（地域密着リレーションの徹底）

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーションにより、きめ細かな営業活動に組み込み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

（「リテール^{かける}×信託」の発揮）

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

（金融商品・ローン提供力No.1への挑戦）

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品（保険・投資信託）の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力

におけるNo.1を目指してまいります。

(資産承継・事業承継ブランドの確立)

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、株式会社りそな銀行の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。こうした取組みを通じて、個人のお客さまや企業オーナーのお客さまとのリレーションシップを強化し、資産承継・事業承継分野における『りそな』のブランドを確立してまいります。

(総合力発揮による法人基盤の拡充)

法人のお客さまとのリレーションを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めております。引き続き、お客さまの成長をサポートする経営課題解決型ビジネスの展開により、法人のお客さま数の増加を図ってまいります。

②りそなスタイルの確立

当グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としての「りそなスタイルを確立」し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。今後も「りそなスタイルの確立」に向けた取組みを継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

(新しい企業文化の創造)

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、オペレーション改革・ペーパーレス事務運営、及びマーケティングの強化に継続して取組み、新しい企業文化を創造してまいります。

(個の重視)

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、持続的な成長を支える人材の強化に向けた取組みを実施しております。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切にし、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

(信頼度No.1への挑戦)

当グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指しております。

金融機関のビジネスを支えてくださるのは一人ひとりのお客さまであることを改めて認識し、一人でも多くのお客さまに、『りそな』のサービスに満足していただくことで、永続的に複数のサービスをご利用いただける「りそなファン」の増加を目指してまいります。

<「りそな資本再構築プラン」について>

当グループは、上記の新たな健全化計画の提出を機に、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）を踏まえた将来的な資本の質の確保を実現するための、「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

①本プラン策定の背景

当グループは、平成15年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取り組み、また、「真のリテールバンク」として飛躍すべく経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の返済に向け尽力してまいりましたが、残存する公的資金のうち、預金保険法優先株式が平成22年12月末時点で12,635億円（注入額ベース）に上り、現在も当社グループの資本の中核にあります。

これまで、預金保険法優先株式は、当社グループの再生と成長を支えてまいりましたが、一方でその証券としての特性から、当社の普通株主価値の評価を複雑なものとしてきました。当社グループは、このような複雑さを払拭し、ステークホルダーの皆様から、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクを抑えたマーケット運用、充実した店舗ネットワークとサービスなどにより、健全な資産から安定した収益を生み出す、日本で最もユニークな「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち取るため、本プランを策定したものです。今後、当社グループの資本政策は、「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に大きく舵を切ってまいります。

②本プランの諸施策・方針

本プランの具体的な諸施策・方針は以下のとおりです。

ア. キャピタル・エクステンジ（資本の交換）の実施と追加的な公的資金返済

当社は、預金保険法優先株式の取得・消却（以下「返済」）の原資とするための6,000億円を目処とする公募普通株式発行を実施し、預金保険法優先株式を返済することにより、資本の実質的な交換を行う方針です。

また、上記に加え、当社剰余金の一部（3,000億円程度）を併せて公的資金の返済原資とすることで、合計で時価総額9,000億円程度の預金保険法優先株式の返済を実施すべく検討・協議を進めてまいります。

なお、上記については、預金保険法優先株式の返済について関係当局との間で合意が成立すること等を前提としています。

本プランが実現された場合、①預金保険法優先株式の減少に伴う潜在株式の減少、および②潜在株式の減少による株価純資産倍率（PBR）や株価収益率（PER）といった指標における株式評価（バリュエーション）の収斂が見込まれます。

当社は、平成23年1月、上記方針に基づき、公募普通株式発行（払込金額総額約5,211億円）を実施しております。また、会社法第447条および第448条に基づき、当該株式の発行と同時に資本金および資本準備金の額を、上記公募普通株式発行による払込金額総額と同額減少させることにより、預金保険法優先株式の返済原資を確保しております。

イ．増配と中長期的な配当方針

業績が堅調であるとともに、本プランにより預金保険法優先株式の配当負担が減少する見込みであることから、自己資本増強とのバランスを図りつつ普通株主の要請にお応えするため、本プランが実施されることを条件として、増配を検討し、以後安定配当に努める方針です。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

ウ．今後の公的資金の返済方針

a．預金保険法に基づく優先株式（預金保険法優先株式）

上記ア．記載の預金保険法優先株式返済実施後は、今後の利益（剰余金）を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b．預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、預金保険機構が保有する普通株式に関しては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c．早期健全化法に基づく優先株式（丙種および己種優先株式）

仮に、一斉取得（一斉転換）となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加はほとんど生じない見込みです。

エ．自己資本規制強化（「バーゼルⅢ」）への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準（第二基準）の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準（第一基準）を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客様に対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	亀戸支店	東京都江東区	新築	店舗	—	499	平成22年10月

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
株式会社 りそな銀行	北九州支店 他	福岡県北 九州市他	新築	店舗	799	—	自己資金	平成22年12月	平成23年3月

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	8,201,780,800

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	2,451,957,691 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当会社における標準と なる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	75,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	281,780,786	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、12、13、14
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	275,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、15、16、17
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、18
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、19
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、20
計	1,876,258,477	3,113,258,477 (注)1	—	—

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。
なお、平成23年1月31日を払込期日とする公募等による新株式発行により、提出日現在の普通株式発行数および計がそれぞれ1,237,000千株増加しております。
- 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。
「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。
- 3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,512円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
1年に1度（平成27年1月1日までの毎年1月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
1,512円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
39,682,539株（平成23年2月1日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.61%）
- (4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は1,512円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,512円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,264円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
 - ② 修正の頻度
1年に1度(平成26年7月1日までの毎年7月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
3,264円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
30,637,254株（平成23年2月1日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.24%）
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は3,264円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,264円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
 - (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
1年に1度（平成18年8月1日以降毎年8月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
254円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
590,551,181株（平成23年2月1日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数75,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の24.08%）
- (4) 当社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
引換価額は1,001円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が254円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 12 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
 - ② 修正の頻度
1年に1度（平成20年11月1日以降毎年11月1日）
 - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限
181円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
3,113,599,845株（平成23年2月1日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数281,780,786株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の126.98%）
 - (4) 当社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 13 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 14 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
 - ① 第2種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第2種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額
引換価額は736円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が181円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 15 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記17(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
- ② 修正の頻度
1年に1度(平成23年5月1日以降毎年5月1日)
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
154円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
3,571,428,571株(平成23年2月1日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の145.65%)
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 16 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

17 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,014円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。
- 18 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしてあります。

19 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。ただし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

丙種第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

己種第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第1種第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第2種第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第3種第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	1,876,258	—	327,201	—	327,201

(注) 平成23年1月31日を払込期日とする公募等による新株式発行により、発行済株式総数が1,237,000千株、資本金および資本準備金がそれぞれ260,586百万円増加いたしました。同日付で、会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づき、資本金および資本準備金をそれぞれ同額取り崩し、その他資本剰余金に振り替えております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,173,600 (相互保有株式) 普通株式 4,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,701,100 第1種第一回優先株式 75,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,497,011 第1種第一回優先株式 750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,078,991 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	1,876,258,477	—	—
総株主の議決権	—	17,814,818	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式51株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場一 丁目5番65号	64,173,600	—	64,173,600	5.28
(相互保有株式) 株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	4,000	—	4,000	0.00
計	—	64,177,600	—	64,177,600	5.28

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,255	1,215	1,187	1,113	950	877	748	642	540
最低(円)	1,149	1,046	1,046	925	829	741	616	445	484

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,482,005	1,607,691
コールローン及び買入手形	546,048	872,442
債券貸借取引支払保証金	—	56,541
買入金銭債権	451,963	419,212
特定取引資産	795,140	522,796
有価証券	※2 9,760,735	※2 8,915,317
貸出金	※1 25,283,161	※1 26,263,548
外国為替	66,833	61,269
その他資産	1,406,324	1,086,792
有形固定資産	※3 317,603	※3 322,297
無形固定資産	46,260	50,467
繰延税金資産	194,068	247,379
支払承諾見返	706,074	760,305
貸倒引当金	△406,084	△439,604
投資損失引当金	△1,678	△2,925
資産の部合計	40,648,456	40,743,531

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
預金	32,591,757	32,955,610
譲渡性預金	1,257,080	1,119,590
コールマネー及び売渡手形	283,620	393,243
売現先勘定	64,982	132,976
債券貸借取引受入担保金	10,199	55,933
特定取引負債	256,021	154,402
借入金	1,333,881	623,620
外国為替	4,997	3,085
社債	677,145	850,264
信託勘定借	359,716	376,687
その他負債	1,105,210	964,944
賞与引当金	7,546	12,412
退職給付引当金	11,505	9,821
その他の引当金	34,363	28,999
繰延税金負債	11	24
再評価に係る繰延税金負債	28,833	29,709
支払承諾	706,074	760,305
負債の部合計	38,732,947	38,471,633
純資産の部		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	223,810	400,709
利益剰余金	1,220,924	1,372,119
自己株式	△86,847	△86,840
株主資本合計	1,685,089	2,013,189
その他有価証券評価差額金	70,742	83,129
繰延ヘッジ損益	18,893	13,789
土地再評価差額金	38,857	40,271
為替換算調整勘定	△4,291	△3,807
評価・換算差額等合計	124,201	133,382
少数株主持分	106,217	125,326
純資産の部合計	1,915,508	2,271,897
負債及び純資産の部合計	40,648,456	40,743,531

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	667,971	655,426
資金運用収益	447,032	413,665
(うち貸出金利息)	387,860	356,044
(うち有価証券利息配当金)	40,736	40,280
信託報酬	19,058	17,030
役務取引等収益	119,321	124,395
特定取引収益	27,240	30,449
その他業務収益	33,868	44,497
その他経常収益	※1 21,450	※1 25,387
経常費用	529,336	476,035
資金調達費用	68,847	51,487
(うち預金利息)	40,868	30,311
役務取引等費用	35,879	37,654
特定取引費用	243	378
その他業務費用	25,288	42,349
営業経費	288,203	274,183
その他経常費用	※2 110,873	※2 69,982
経常利益	138,635	179,390
特別利益	22,225	25,130
固定資産処分益	35	825
負ののれん発生益	—	※3 1,578
償却債権取立益	17,522	22,726
その他の特別利益	※4 4,667	—
特別損失	3,391	2,685
固定資産処分損	803	904
減損損失	2,587	1,184
その他の特別損失	—	※5 595
税金等調整前四半期純利益	157,469	201,836
法人税、住民税及び事業税	10,007	8,176
法人税等調整額	23,977	49,290
法人税等合計	33,985	57,467
少数株主損益調整前四半期純利益		144,368
少数株主利益	2,365	3,160
四半期純利益	121,118	141,208

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	157,469	201,836
減価償却費	18,091	18,511
貸倒引当金の増減(△)	△4,334	△33,520
資金運用収益	△447,032	△413,665
資金調達費用	68,847	51,487
為替差損益(△は益)	△41,714	△54,199
固定資産処分損益(△は益)	768	79
特定取引資産の純増(△)減	△159,702	△272,343
特定取引負債の純増減(△)	44,375	101,618
貸出金の純増(△)減	716,722	980,386
預金の純増減(△)	△216,157	△363,852
譲渡性預金の純増減(△)	464,600	137,490
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	457,244	713,261
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△32,440	153,485
コールローン等の純増(△)減	71,557	350,184
コールマネー等の純増減(△)	△546,205	△223,351
信託勘定借の純増減(△)	23,792	△16,971
資金運用による収入	444,179	412,605
資金調達による支出	△72,415	△60,812
その他	10,615	△85,009
小計	958,261	1,597,221
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	25,555	△10,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	983,817	1,586,535
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△28,571,215	△30,009,482
有価証券の売却による収入	23,458,400	26,204,494
有価証券の償還による収入	3,911,173	2,814,655
有形固定資産の取得による支出	△6,818	△5,662
有形固定資産の売却による収入	521	3,066
子会社株式の取得による支出	—	△2,126
その他	△5,291	△1,724
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,213,230	△996,779

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	1,000
劣後特約付借入金返済による支出	△5,000	△4,000
劣後特約付社債の発行による収入	150,996	49,754
劣後特約付社債の償還による支出	△50,320	△137,550
株式の発行による収入	177,853	—
配当金の支払額	△49,019	△44,994
少数株主への配当金の支払額	△297	△358
自己株式の取得による支出	△271,297	△425,727
自己株式の売却による収入	6	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,078	△561,875
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△81
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△271,485	27,799
現金及び現金同等物の期首残高	1,111,291	1,285,371
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 839,805	※1 1,313,170

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 17社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は24百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は445百万円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第3四半期連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>26,623百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>464,791百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>13,010百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>257,068百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,501,957百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 213,761百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託436,649百万円であります。</p>	破綻先債権額	26,623百万円	延滞債権額	464,791百万円	3ヵ月以上延滞債権額	13,010百万円	貸出条件緩和債権額	257,068百万円	有価証券	7,501,957百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>35,324百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>466,511百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>13,700百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>188,583百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,636,517百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 213,126百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託456,479百万円であります。</p>	破綻先債権額	35,324百万円	延滞債権額	466,511百万円	3ヵ月以上延滞債権額	13,700百万円	貸出条件緩和債権額	188,583百万円	有価証券	6,636,517百万円
破綻先債権額	26,623百万円																				
延滞債権額	464,791百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	13,010百万円																				
貸出条件緩和債権額	257,068百万円																				
有価証券	7,501,957百万円																				
破綻先債権額	35,324百万円																				
延滞債権額	466,511百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	13,700百万円																				
貸出条件緩和債権額	188,583百万円																				
有価証券	6,636,517百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益7,704百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額49,753百万円、貸出金償却42,755百万円、株式等償却3,504百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益4,973百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,843百万円、貸出金償却38,333百万円、株式等売却損5,180百万円、株式等償却3,265百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「負ののれん発生益」は、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額であります。</p> <p>※5 「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成21年12月31日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,165,288</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△325,483</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>839,805</u></td> </tr> </table>	平成21年12月31日現在		現金預け金勘定	1,165,288	日本銀行以外への預け金	△325,483	現金及び現金同等物	<u>839,805</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成22年12月31日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,482,005</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△168,834</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,313,170</u></td> </tr> </table>	平成22年12月31日現在		現金預け金勘定	1,482,005	日本銀行以外への預け金	△168,834	現金及び現金同等物	<u>1,313,170</u>
平成21年12月31日現在																	
現金預け金勘定	1,165,288																
日本銀行以外への預け金	△325,483																
現金及び現金同等物	<u>839,805</u>																
平成22年12月31日現在																	
現金預け金勘定	1,482,005																
日本銀行以外への預け金	△168,834																
現金及び現金同等物	<u>1,313,170</u>																

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当第3四半期連結 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,214,957
種類株式	
丙種第一回優先株式	12,000
己種第一回優先株式	8,000
第1種第一回優先株式	75,000
第2種第一回優先株式	281,780
第3種第一回優先株式	275,000
第4種優先株式	2,520
第5種優先株式	4,000
第6種優先株式	3,000
合計	1,876,258
自己株式	
普通株式	64,176
合計	64,176

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
第6種 優先株式	1,159	386.51				

3 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	327,201	400,709	1,372,119	△86,840	2,013,189
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)					
剰余金の配当			△44,994		△44,994
四半期純利益(累計)			141,208		141,208
自己株式の取得(注)				△425,727	△425,727
自己株式の処分		△0		1	0
自己株式の消却(注)		△425,720		425,720	—
土地再評価差額金の取崩			1,414		1,414
利益剰余金から資本剰余金への振替(注)		248,822	△248,822		—
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)合計	—	△176,898	△151,194	△6	△328,099
当第3四半期連結会計期間末残高	327,201	223,810	1,220,924	△86,847	1,685,089

(注) 平成22年8月31日に第1種第一回優先株式の一部を自己株式として取得し、同日消却したため、資本剰余金は425,720百万円減少し、自己株式は同額増減しております。資本剰余金の減少に伴い、利益剰余金から資本剰余金に248,822百万円振替えております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向け貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	233,870	191,309	59,937	485,117	△12,375	472,741
経費	△144,572	△107,811	△6,568	△258,951	—	△258,951
実勢業務純益	89,298	83,501	53,369	226,169	△12,375	213,793
与信費用	△13,662	△9,744	—	△23,406	—	△23,406
与信費用控除後業務純益(計)	75,636	73,757	53,369	202,762	△12,375	190,386

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額△3百万円を除いております。
 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6 減価償却費は、経費に含まれております。

3 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	202,762
「その他」の区分の利益	△12,375
与信費用以外の臨時損益	1,801
与信費用以外の特別損益	△1,883
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	11,531
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	201,836

- 注1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
貸出金	25,283,161		
貸倒引当金	△342,310		
	24,940,850	25,340,315	399,465
預金	32,591,757	32,606,616	14,858

(注) 1. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

2. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,171,561	1,188,457	16,896
地方債	289,752	301,380	11,628
社債	13,227	13,365	137
合計	1,474,540	1,503,203	28,662

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	357,063	473,516	116,453
債券	7,442,222	7,436,803	△5,419
国債	6,221,565	6,211,266	△10,299
地方債	137,831	141,689	3,857
社債	1,082,825	1,083,847	1,022
その他	397,225	393,948	△3,277
合計	8,196,511	8,304,267	107,756

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第3四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は4,590百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	227,130	72	72
店頭	金利スワップ	33,631,601	4,313	4,313
	キャップ	107,775	1,292	1,453
	フロアー	81,500	1,347	1,331
	スワップション	11,187,000	19,768	△2,812
	合計	—	26,793	4,357

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,649,080	△6,256	57,307
	為替予約	1,552,974	△61,136	△61,136
	通貨オプション	3,002,287	123,980	125,189
	合計	—	56,587	121,360

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128.37	44.77

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,915,508	2,271,897
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,767,778	2,220,374
うち少数株主持分	百万円	106,217	125,326
うち優先株式	百万円	1,661,561	2,061,561
うち優先配当額	百万円	—	33,487
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	147,729	51,523
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	1,150,780	1,150,789

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	109.39	109.64
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	51.25	51.65

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	121,118	141,208
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	15,032
うち配当優先株式に係る 消却差額	百万円	—	15,032
普通株式に係る 四半期純利益	百万円	121,118	126,175
普通株式の期中 平均株式数	千株	1,107,167	1,150,785
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,256,074	1,291,751

配当優先株式に係る消却差額15,032百万円は、平成22年8月31日に取得・消却した第1種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(新株式発行及び株式売出し)

当社は、平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、公募等による新株式発行及び株式売出しを決定し実施するとともに、第三者割当による新株式発行に係る発行条件を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1. 公募等による新株式発行の実施

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 1,237,000,000株 |
| (2) 払込金額の総額 | 521,172,840,000円 |
| (3) 増加する資本金の額及び資本準備金の額 | |
| 増加する資本金の額 | 260,586,420,000円 |
| 増加する資本準備金の額 | 260,586,420,000円 |
| (4) 払込期日 | 平成23年1月31日 |

(5) スプレッド方式による新株式発行

新株式発行は、引受会社が払込金額（1株当たり421.32円）にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格（1株当たり440円）で投資家に販売するスプレッド方式によっております。スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金となります。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)の実施

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 普通株式 63,000,000株 |
| (2) 売出価格の総額 | 27,720,000,000円 |
| (3) 受渡期日 | 平成23年2月1日 |

3. 第三者割当による新株式発行(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)に係る発行条件の決定

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 (上限)63,000,000株 |
| (2) 払込金額の総額 | (上限)26,543,160,000円 |
| (3) 増加する資本金の額及び資本準備金の額 | |
| 増加する資本金の額 | (上限)13,271,580,000円 |
| 増加する資本準備金の額 | (上限)13,271,580,000円 |
| (4) 申込期間 | 平成23年2月17日 |
| (5) 払込期日 | 平成23年2月18日 |

4. 調達資金の使途

関係当局からの承認を前提として、預金保険法に基づく優先株式の取得資金に充当する予定であります。

(重要な資本金の額及び資本準備金の額の減少)

当社は、平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を実施いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 目的

公募等による新株式発行により払込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」に振り替えることにより、公的資金返済に向けた柔軟かつ機動的な資本政策を運営するため。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (2) 減少する資本金の額 | 260,586,420,000円 |
| (3) 減少する資本準備金の額 | 260,586,420,000円 |
| (4) 効力発生日 | 平成23年1月31日 |

(5) その他重要な事項

株式払込と同時に減資するため、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。

2 【その他】

第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

① 損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
経常収益	213,709	200,119
資金運用収益	145,152	134,826
(うち貸出金利息)	126,722	117,725
(うち有価証券利息配当金)	13,467	11,823
信託報酬	4,590	3,778
役務取引等収益	38,686	39,767
特定取引収益	824	4,872
その他業務収益	19,859	12,592
その他経常収益	4,595	4,282
経常費用	152,525	146,376
資金調達費用	21,735	16,010
(うち預金利息)	12,696	9,122
役務取引等費用	12,447	13,283
特定取引費用	439	345
その他業務費用	5,161	12,746
営業経費	93,846	90,104
その他経常費用	※1 18,894	※1 13,886
経常利益	61,183	53,742
特別利益	7,458	18,930
固定資産処分益	35	-
負ののれん発生益	-	1,578
貸倒引当金戻入益	1,672	10,851
償却債権取立益	5,750	6,500
特別損失	246	773
固定資産処分損	177	217
減損損失	58	555
その他の特別損失	10	-
税金等調整前四半期純利益	68,395	71,899
法人税、住民税及び事業税	2,551	3,192
法人税等調整額	29,022	8,585
法人税等合計	31,573	11,778
少数株主損益調整前四半期純利益		60,121
少数株主利益	1,296	692
四半期純利益	35,525	59,429

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 「その他経常費用」には、貸出金償却15,141百万円を含んでおります。	※1 「その他経常費用」には、貸出金償却11,273百万円を含んでおります。

② セグメント情報等

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(セグメント情報)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	75,411	61,695	18,650	155,757	△9,566	146,191
経費	△47,110	△35,761	△2,088	△84,960	—	△84,960
実勢業務純益	28,300	25,951	16,562	70,815	△9,566	61,248
与信費用	1,129	5,988	—	7,118	—	7,118
与信費用控除後業務純益(計)	29,430	31,940	16,562	77,933	△9,566	68,366

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額△17百万円を除いております。
 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	77,933
「その他」の区分の利益	△9,566
与信費用以外の臨時損益	156
与信費用以外の特別損益	△757
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,134
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	71,899

- 注1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

③ 1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	30.87	51.64
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	14.16	25.72

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	35,525	59,429
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	35,525	59,429
普通株式の期中平均株式数	千株	1,150,794	1,150,783
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,357,722	1,159,474

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	あや子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	あや子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、公募等による新株式発行及び株式売り出しを決定し実施するとともに、第三者割当による新株式発行に係る発行条件を決定した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年1月7日開催の取締役会決議に基づき、平成23年1月31日に資本金及び資本準備金の額の減少を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第10期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。